

さいたま市告示第 1 2 9 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）第 7 条の規定により、公示送達する。

令和 8 年 8 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財南個第 8 9 9 号

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所個人課税課普通徴収第 2 係

(2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 8 7

22 頁

[illegible]

1. *Journal of Management Studies*, 1996, 33(1), 1-14.

23 頁

[illegible]

[REDACTED]

公示日令和 8 年 8 月 7 日
 49 頁

[illegible]

公示日令和 8 年 8 月 7 日
51 頁

[illegible]